

第2回子ども・子育て会議 議事録（要約版）

会議名	平成26年度 第2回南島原市子ども・子育て会議
日時	平成26年8月25日（月） 19:30～21:30
場所	南島原市役所有家庁舎3階会議室
出席委員	10名

議題説明内容	意見・質問等	事務局回答
<p>①南島原市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み等について</p> <p>●ニーズ調査から国の推定の手引きに沿って計算された数字を推計事業量として量の見込みを算定。</p> <p>I 教育・保育</p> <p>1号認定 88人（H27）</p> <p>2号認定①（幼稚園の希望が強いと推定される人） 21人（H27）</p> <p>2号認定②（①以外の2号認定） 893人（H27）</p> <p>3号認定①（0歳児） 117人（H27）</p> <p>3号認定②（1～2歳児） 548人（H27）</p>	<p>◎病児保育事業で現状での受け入れ可能枠の1日9人の根拠は。</p> <p>◎病児保育事業ですが26年度から3園で実施で27年度28年度に実施したい園があっても29年度からか。</p> <p>◎基本的に予算があるので限度はありますが、推計事業量に基づいてすれば予算内であればという事ですか。</p>	<p>病児保育事業につきましては、今年度から3園実施するようにしています。1園3人平均として、3園の1日あたり9人ということです。</p> <p>27年度から実施したいという事であればニーズ調査を見ても希望される保護者が結構いらっしゃるので、計画では29年度から1園ずつ増やしていますけれど前倒しで27年度から増やされても結構です。</p> <p>基本的に施設は足りております。病後児保育については、実績がまだないので実績に基づく補正も出来ないの、アンケートの結果に基づいて病後児保育についてはあげております。後の施設に</p>

<p>II 地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 時間外保育事業 810 人 (H27) 2. 放課後児童健全育成事業 750 人 (H27) 3. 子育て短期支援事業 (ショートステイ) 4 人日 (H27) 4. 地域子育て支援拠点事業 (0～2 歳児) 703 人日 (H27) 5. 一時預かり事業 (幼稚園における在園児 に対する一時預かり) 6,096 人日 (H27) 6. 一時預かり事業 (その他) 2,476 人日 (H27) 7. 病児保育事業 2,610 人日 (H27) 	<p>◎放課後児童健全育成事業については一か所増設で限界という事ですか。</p> <p>◎途中でも変更はきくのか。</p>	<p>については足りているという見かたで良いと思います。足りない部分がある場合、病後児関係については施設の拡充を図っていくべきではないかという考えで見て頂きたいと思います。</p> <p>学童関係については基本、学校があつての話なのであまり増えても奪い合いになるということにもなります。学童に何人通えるかは面積要件等で決まってくるので今の状況ではまだ余裕があるという状況です。今3年生までが原則ですけども27年度から6年生まで枠が広がります。どのくらい増えるかですけどそれに対応していくこととなります。4年生以降については結構スポーツをしているのでそんなには増えないのではないかと思います。要望があればその地域の状況をみながら必要であれば放課後児童クラブを新たに開設する事になると思っています。</p> <p>あくまで計画ですので計画通りにいくのが本来ですが、一番は子育て支援なので子どもの為になるようにやっていくのが本来の姿だと思うのでこれを作ったからといってこの通りいくという事ではないと理解して頂いて良いと思います。</p>
--	---	---

②南島原市子ども・子育て支援事業計画の構成内容（案）について

- 必ず記載しなければいけない必須記載事項と入れても入れなくても良い任意的な記載事項の両方が策定指針で示されている。
- 26年度が最終の年になる次世代育成支援行動計画も、ある程度この計画に記載されていた内容について子ども・子育て支援事業計画の中で必要なものは取り込んでいく事が必要になってくる。
- 第1章から第4章までの構成を考えている。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村・子ども子育て支援事業計画」。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ県の「子ども・子育て支援事業計画」や市の上位計画である「南島原市総合計画をはじめとする市の各種関連計画との整合性を保ちながら計画策定。

3 計画の期間

平成27年～31年度の5年間の計画

- 4 計画の基本理念と基本目標
- 5 計画の策定体制

- 南島原市子ども・子育て会議の設置

◎認定こども園とか小規模保育等は市の方に申請はできていますか。

◎認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定めるとはということか。

◎小学校との連携の推進方策を定めるとありますが、具体的に何かありますか。

認定こども園、小規模保育はまだできていない状況です。

小規模保育については南島原市は待機児童がいませんので、現在の施設で足りているという状況があります。そのような状況で小規模保育をつくらないといけないのかという事もでてくるので、申請が出た場合いろいろ協議をしていく事になります。

認定こども園については、国の方で待機児童不足を解消する為に認定こども園をつくらうという事から始まっています。当初は全て認定こども園にしなさいという国の方針でしたが、現在は幼稚園、保育所のままで良いということになっております。認定こども園にするしなさいは各事業所の判断になっていきますのでそういった部分を含めて文章をつくっていきたいと考えております。

27年度以降でも、認定こども園になることもできます。

保育園や幼稚園から、小学校へあがる時にも、より連携して子育てをしていくという視点に立つて方策を載せていきたいと思っております。

- アンケート調査の実施
- 事業者ヒアリングの実施
- パブリックコメントの実施

第2章 南島原市の子ども・子育てを取り巻く状況

統計的なデータあるいは事務局が保有している各種サービスの利用実績のデータを取りまとめて南島原市の子育てを取り巻く現状というかたちで記載。

1 人口等の推移

2 就労環境

アンケート調査の結果を入れ込みながら記載。

3 子育て支援サービス等の状況

- 教育・保育
 - 子育て支援地域拠点事業
 - 母子保健事業
- などデータを記載。

第3章 計画の内容

前半は必須記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

南島原市としては全体を一つの区域とする。

2 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

- 設定イメージ表は27年度から31年度まで5年間の数字。

- 量の見込みは計画値に相当確保の方策は確保量が施設種類ごとに細分化。
- 教育・保育施設と地域型保育事業を大きく分ける。
- 更に必要に応じて認定子ども園をつくる事も可能ですので、実情にあった内訳の記載。
- 27年度28年度についてはマイナスが発生してもいいが29年度には需要と供給がバランスのとれた数字に設定。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

- 利用者支援、病児保育事業等の事業を入れ込む。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保
必須記載事項として国が定めている。

- 認定こども園の普及に係る基本的な考え方。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策。

以下は任意記載事項。

- 5 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健全やかな成長に向けた取り組み
- 6 仕事と生活の調和実現に向けた取り組み
- 7 産後の休業及び育児休業後における施設・事業

の円滑な利用の確保

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
基本指針の中に出てくる記載事項の一つ。

- (1) 社会的養護体制の充実
- (2) 児童虐待防止策の充実
- (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実等

第4章 計画実現のために

1 計画の推進体制

市民・事業主・市それぞれの役割・責務を記載。

2 進捗状況の点検と評価・公表

毎年度進捗状況を把握・点検して、この子ども・子育て会議で進捗状況を評価。

<p>③保育の必要性の認定基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新制度では、保育の提供に当たって、主に、フルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の区分が設定してある。 ●「保育標準時間」は1日の利用可能な時間が11時間、「保育短時間」は利用可能時間が8時間と設定。 ●保育の必要性の認定をする場合に、保育に欠ける事由を判定。 ●子ども・子育て支援法施行規則でその事由が規定しており、その第1項第1号に「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と規定。 ●この時間を市で決める必要がある。 ●この就労下限時間を何時間に設定すればよいか、あまり高くすると、保育所に入所したくても就労時間が短い方は入所できない、また、あまり低くすると、一時保育の利用で足りる保護者でも入所できることになってしまう。 ●現在、南島原市では、1日4時間以上、週に3日間以上、したがって月にすると概ね48時間以上の就労時間が必要としており、今回の就労下限時間の設定案として、市としては、48時間で設定したいと考えている。 	<p>◎48時間にしていただければ、助かりますがそのことについてはニーズ調査に現れたのですか。</p> <p>◎他に何か意見はありませんか。なければ、この時間は48時間ということでもよろしいでしょうか。(いいですとの声あり。) それでは、南島原市の下限時間は48時間をお願いします。</p>	<p>ニーズ調査では、調査の時点で既に48時間以上の就労ということで調査をしております。</p>
--	---	--

④その他

1. 「南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)

- 新制度に伴い、少人数の子どもを保育する事業について、その基準を条例で定めることになっているもの。
- 条例の内容としては、第2章の家庭的保育事業、第3章の小規模保育事業、第4章の居宅訪問型保育事業、第5章の事業所内保育事業のそれぞれの事業につきまして、それぞれの設備及び運営に関する基準を定めている。
- 家庭的保育事業は、保育者の居宅などで行う保育で、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象に行う保育。
- 小規模保育事業は、比較的小規模な施設で家庭的保育に近い形で行う保育でA型、B型、C型の3区分が設けられている。
- 居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする乳幼児の居宅において、原則1対1で行う保育。
- 事業所内保育事業は事業所が設置する施設で行う保育。

2. 「南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(案)

- 新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を国が定

◎この条例ですが、議会へ内容を説明するときに、子ども・子育て会議の承認を受けたものとして説明をするのか。

◎資料4-2の第3条に「市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。」、また、第2項に、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」とされているのはよいことだと思います。

◎保育の必要性の認定で、子ども・子育て支援法施行規則の3にあります、「疾病にかかり、若しくは負傷し」とありますが、これは保護者のことであって、大事なのは、子どもがこういう状況になったときが重要であるということを確認してもらいたい。それが、第10ではないか。その方が、南島原市では障害児にも力を入れているということがわかるので

子ども・子育て会議に意見を聴いたものとして説明します。

保護者への説明ですが、新制度では施設の制度や保育料なども変わってきますので、12月に全戸チラシ等でお知らせをしたいとか考えております。

資料3につきましては、保育の必要性について規定してあります。障害児保育等の支援につきましては、別の事業で支援してまいります。

<p>める基準に従って、市の条例で定める必要があることから今回の条例で定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育や特定地域型保育については、国及び市の基準に基づいて保育の必要性を認定したうえで、その認定した人数に応じて教育・保育に係る費用を給付する仕組みとなっており、利用定員の数は20人以上とすると定められている。 ●家庭的保育事業は、利用定員を1人以上5人以下、小規模保育事業A型、B型は6人以上19人以下、C型は6人以上10人以下、居宅方訪問保育事業は利用定員を1人とするとされている。 <p>3.「南島原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新制度における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、今まで南島原市放課後児童健全育成事業実施要綱で定めて実施していたが、今回条例によって、その基準を定めることとされたことからこの条例を定めるもの。 ●第2条では、施設及び運営に関する最低基準として、「児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」と規定。 	<p>はないか。保育の必要性の認定について、保護者にわかってもらうために、何等かの方策を用いて、入所申請までに保護者にわかるようにしてもらいたい。</p> <p>◎子どもが障害が重いかいというときに、保育の入所に関して優先順位とならないのか。</p> <p>◎制度が変わっても、南島原市では今のやり方を継続するという事か。</p> <p>◎南島原市の公立幼稚園の保育料は、6,000円とか聞いたんですが、普通のところは、私立は20,000円ぐらいでしょう。それに対して公立は6,000円というのはどうなのでしょう。</p>	<p>今のところ、なっておりません。本市では、障害児を受入れている保育園に対し支援を行っております。</p> <p>そうです。今回は制度は変わっても、サービスは低下させないとなっております。市においても、いまの支援サービスの最低ラインは保っていきたいと考えております。</p> <p>教育委員会でも、まだ検討の段階です。今後、検討を進めていきます。</p>
--	---	--

<p>●第 5 条では、一般原則として、小学校に就学している児童、すなわち小学 6 年生までの児童が対象であることを規定。</p> <p>●第 10 条では、従事する職員についての規定、職員数やその資格について規定。</p> <p>●第 13 条では、衛生管理、第 14 条では運営規定、第 16 条では、秘密保持、第 18 条では、開所時間及び開所日数について規定。</p>	<p>◎そのへんは公平性を欠かないようにしていただきたい。</p>	
--	-----------------------------------	--